【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年5月15日

【四半期会計期間】 第149期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 重 貞 慶

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 岩 堀 信 二 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 岩 堀 信 二 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ライオン株式会社 大阪オフィス

(大阪市福島区福島七丁目22番1号)

ライオン株式会社 名古屋オフィス

(名古屋市中区錦二丁目3番4号

名古屋錦フロントタワー)

## 第一部 【企業情報】

## 第1【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第149期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第148期
会計期間		自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 12月31日
売上高	(百万円)	62,897	338,236
経常利益 又は経常損失( )	(百万円)	3,135	7,603
当期純利益 又は四半期純損失( )	(百万円)	1,985	3,040
純資産額	(百万円)	96,380	100,574
総資産額	(百万円)	239,270	267,438
1株当たり純資産額	(円)	346.08	362.02
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失( )	(円)	7.35	11.23
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)		11.22
自己資本比率	(%)	39.1	36.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,592	15,183
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,818	11,798
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,256	2,689
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	15,504	33,098
従業員数	(名)	5,737	5,774

<sup>(</sup>注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

<sup>2</sup> 売上高には、消費税等は含まれておりません。

<sup>3</sup> 第149期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	5,737

(注) 従業員数は就業人員であります。

#### (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)			2,436

(注) 従業員は就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

## 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ヘルスケア事業	25,329
ハウスホールド事業	28,296
化学品事業	2,226
その他の事業	
計	55,853

<sup>(</sup>注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

#### (2) 受注実績

受注生産は行っておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ヘルスケア事業	25,694
ハウスホールド事業	32,031
化学品事業	4,450
その他の事業	721
計	62,897

<sup>(</sup>注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間		
相子元	販売高(百万円)	割合(%)	
㈱パルタック	11,817	18.8	
㈱あらた	10,804	17.2	

3 金額は消費税等を含んでおりません。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。なお、前年同期の数値、増減及び前年同期比は、参考として掲記しているものであり、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期のわが国経済は、米国発の金融危機による世界的な経済情勢の悪化の影響を受け、企業収益が大幅に減少するとともに個人消費が冷え込むなど、景気が一段と悪化し厳しい状況にありました。

当社グループが主に事業を展開する国内日用消費財業界は、昨年の原油や植物油脂価格の高騰による影響が当第1四半期にまで及び、さらには、店頭での激しい販売競争が続き、厳しい事業環境にありました。このような環境の中、当社グループは、「企業価値の向上」を目指した中期経営計画「VIP (ブイアイピーツー)09計画」のもと、重点ブランドの育成や新規市場の開拓に努め、成長基盤の強化を図るとともに、製造原価低減等のトータルコストダウン施策をより一層強化し、収益基盤の確立に取り組んでおります。当第1四半期は、ファブリックケア、リビングケア事業分野の成長市場に主力ブランドで高付加価値新製品を発売し、重点育成に努めるとともに、ビューティケア事業分野では独自性の高い新製品を発売し、新規市場の開拓を積極的に進めました。また、製造原価や物流費の低減を中心としたコストダウン施策に取り組みました。

以上のような施策を推進しましたが、当第1四半期の売上高は、化学品事業が世界的な不況による影響を大きく受けたことに加え、海外事業が円高の影響を受け、628億9千7百万円(前年同期比10.2%減)となりました。 損益は、33億1千1百万円の営業損失(前年同期は14億2千7百万円の営業損失)、31億3千5百万円の経常損失(同14億5千4百万円の経常損失)、19億8千5百万円の四半期純損失(同10億8千3百万円の四半期純損失)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ヘルスケア事業

当事業の売上高は256億9千4百万円(前年同期比5.2%減)、営業損益は11億8千8百万円の営業損失(前年同期は7千1百万円の営業損失)となりました。

#### (オーラルケア事業分野)

当事業分野では、「クリニカ」、「デントヘルス」及び前期に100億円ブランドへと成長した「デンターシステマ」の重点育成に努めました。

歯磨は、主力の「クリニカ」や「デンター クリアMAX(マックス)」、高機能歯周病予防の「デントヘルス」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

歯刷子は、改良発売した超極細毛の「デンターシステマ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

口中剤は、「デンターシステマEX(イーエックス)デンタルリンス」や「クリニカデンタルリンス」が 売上を好調に伸ばし、全体の売上は堅調に推移しました。

歯科材料は、主力の「DENT.EX(デント イーエックス)歯間ブラシ」シリーズが順調に推移しましたが、歯磨「DENT.Check-Up(デント チェック アップ)」シリーズが伸びなやみ、全体の売上は横ばいとなりました。

また、海外では、韓国の歯刷子が堅調に推移しましたが、タイや韓国の歯磨が伸びなやみ、全体の売上は横ばいで推移しました。

#### (ビューティケア事業分野)

当事業分野では、主力の「キレイキレイ」シリーズの重点育成に加え、ボディケアの新ブランド「PRO TEC STYLE(プロ テク スタイル)」を発売し、新規市場の開拓を積極的に進めました。

ハンドソープは、風邪やインフルエンザに対する予防意識が高まる中、「キレイキレイ 薬用泡ハンド ソープ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

ボディソープは、前期に新発売した「BATHTOLOGY(バストロジー) 泡のボディケアウォッシュ」の育成に努めましたが、市場規模縮小の影響を受け、全体の売上は伸びなやみました。

制汗剤は、市場規模の拡大が続くロールオンやスティックタイプで「バン デオドラントロールオン」、「バン デオドラントパウダースティック」を改良発売するとともに、30歳代男性特有のニオイも抑える「PRO TEC STYLE(プロ テク スタイル) デオドラントミスト」を新発売し、全体の売上は順調に推移しました。

また、乳由来のラクトフェリンが腸まで届く「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」(通信販売商品)がお客様のご愛顧を得て前年同期比3倍増の売上になるなど、機能性食品分野の育成が進みました。 また、海外では、韓国のハンドソープが好調に推移し、全体では前年同期の売上を上回りましたが、為替

変動の影響を受け、円貨換算では前年同期を下回りました。

#### (薬品事業分野)

当事業分野では、「バファリン」、「スマイル」等の主力ブランドに加え、前期に品ぞろえを強化した「ペア」の育成に努めました。

鎮痛解熱剤は、「バファリンA」が市場規模縮小の影響を受けて伸びなやみ、全体では前年同期の売上を下回りました。

アイケア剤は、主力の目薬「スマイル 40EX(イーエックス)」が競争激化の影響を受けて伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

ビタミン含有保健薬は、栄養ドリンク剤「新グロモント」が堅調に推移しましたが、「グロンサン」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

殺虫剤は、くん煙タイプの新製品「バルサン プロEX(イーエックス)」を発売しましたが、市場規模縮小の影響を受け、全体の売上は伸びなやみました。

外皮用剤は、大人のニキビ、肌あれを改善する内服薬「ペアA錠」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期比2倍増となりました。

#### ハウスホールド事業

当事業の売上高は320億3千1百万円(前年同期比7.9%減)、営業損益は17億5千7百万円の営業損失(前年同期は12億5千9百万円の営業損失)となりました。

#### (ファブリックケア事業分野)

当事業分野では、市場規模の拡大が続く液体洗濯用洗剤市場に「トップ」で新製品を発売するとともに、柔軟剤「ソフラン」の品ぞろえを強化するなど、主力ブランドの重点育成に努めました。

洗濯用洗剤は、ニオイやくすみの原因となる"見えない汚れ"まですっきり落とす液体洗剤「トップクリアリキッド」を新発売しご好評を得ましたが、おしゃれ着洗いの「アクロン」が市場規模縮小等の影響を受けて伸びなやみ、全体の売上は横ばいで推移しました。

漂白剤は、主力の「手間なしブライト」が堅調に推移しましたが、前期に改良発売した「直効ブライト」が競争激化の影響を受けて伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

柔軟剤は、優れた防臭効果でここちよい香りが長続きする「香りとデオドラントのソフラン」の品ぞろえを強化し、全体の売上は堅調に推移しました。

また、海外では、タイ、韓国の洗濯用洗剤が順調に推移しましたが、タイの柔軟剤が伸びなやみ、全体の売上は横ばいで推移しました。

#### (リビングケア事業分野)

当事業分野では、主力ブランドの「チャーミー」に高付加価値新製品を発売するとともに、健康でバランスのよい食生活のための調理関連品「リード」シリーズの育成に努めました。

台所用洗剤は、競争が激化する中、前期に品ぞろえを強化した「CHARMY(チャーミー) 泡のチカラ」シリーズが順調に推移するとともに、市場規模の拡大が続く食器洗い機専用洗剤市場に、高い洗浄力で食器がすっきり輝く「CHARMY(チャーミー) クリスタパウダー」を新発売し、全体の売上は堅調に推移しまし

た。

住居用洗剤は、前期に改良発売した「おふろのルック」が好調に推移する中、「ルック 濃効パイプマン」を改良発売しましたが、競争激化の影響により、全体の売上は伸びなやみました。

調理関連品は、前期に改良発売した「リード ヘルシークッキング ペーパー」が前年同期の売上をかなり上回り、全体の売上は堅調に推移しました。

また、海外では、韓国の台所用洗剤が好調に推移し、全体の売上は堅調に推移しましたが、為替変動の影響を受け、円貨換算では前年同期を下回りました。

#### 化学品事業

当事業の売上高は44億5千万円(前年同期比40.8%減)、営業損益は、3億7千2百万円の営業損失 (前年同期は7千4百万円の営業損失)となりました。

当事業は、国内外製造業における生産量の大幅な減少や円高が続く厳しい事業環境の中、収益力強化に向けて、高機能製品の重点育成及び製品構成の見直し等に取り組みました。

油脂活性剤は、国内向けの洗剤、化粧品用途の界面活性剤や海外向けアルコール原料用途の脂肪酸メチルエステルが伸びなやみ、全体として前年同期の売上を下回りました。

導電性カーボンは、国内向け電池用途や海外向けコンパウンド原料用途が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

(注) 当期より製品分野の区分を変更しております。

#### その他の事業

当事業の売上高は、7億2千1百万円(前年同期比10.0%増)となりました。営業損益は、6百万円の営業損失(前年同期は9千8百万円の営業損失)となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (日本)

ヘルスケア事業及びハウスホールド事業において、主力ブランドの重点育成に努めましたが、国内日用 消費財業界での厳しい競争環境、及び化学品事業が世界的な不況による影響を大きく受けたことなどから、売上高(セグメント間の内部売上高を含む)は534億6千6百万円(前年同期比7.1%減)となりました。

製造原価や物流費の低減を中心としたコストダウン施策に取り組みましたが、売上高の減少及び昨年の原油や植物油脂価格の高騰による影響が当第1四半期にまで及んだことなどにより、営業損益は37億7千1百万円の営業損失(前年同期は18億2千5百万円の営業損失)となりました。

#### (アジア)

タイ、韓国の洗濯用洗剤が順調に推移するとともに、韓国のハンドソープや台所用洗剤が好調に推移し全体の売上は前年同期比微増となりましたが、為替変動の影響を受け、円貨換算の売上高(セグメント間の内部売上高を含む)は98億9千4百万円(前年同期比24.5%減)となりました。

競争費用の効率化等により、営業利益は4億1千3百万円(同28.9%増)となりました。

## (2) 財政状態の分析

総資産は、現金及び預金や受取手形及び売掛金の減少などにより、前連結会計年度末と比較して281億6千7百万円減少し、2,392億7千万円となりました。純資産は、四半期純損失となったことなどにより、41億9千3百万円減少し963億8千万円となり、自己資本比率は39.1%となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少がありましたが、仕入債務の減少や未払金及び 未払費用の減少などにより、115億9千2百万円の資金の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出などにより、38億1千8百万円 の資金の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払や長期借入金の返済による支出などにより、22億5千6百万円の資金の減少となりました。

以上の結果、当第1四半期の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ175億9千4百万円減少し、155億4百万円となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、平成21年2月6日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)の改定を決議いたしました。

#### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み・当社の企業理念

当社は、1891年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。製品開発にあたっては、弛まぬ技術革新への挑戦により日本初の食器・野菜専用洗剤による公衆衛生への貢献、歯磨においては日本初となるラミネートチューブの開発、フッ素入り歯磨の発売など常にそれぞれの時代におけるお客様満足の向上を考え、画期的な技術、製品を導入してまいりました。

また、環境保全への取組みは、当社洗浄剤事業の技術革新の歴史でもありました。日本初の高性能無り

ン洗剤の開発による河川・湖沼の水質の改善、洗浄成分の主原料を植物由来とする洗剤の開発による CO<sub>2</sub>の排出削減への貢献など事業を通じた環境問題の取組みについて重要な使命と捉え継続的に注力してまいりました。

さらに、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是の下、当社は社会貢献にも積極的に取り組んでまいりました。創業間もない1900年には、慈善券付の歯磨を発売、その売上からの寄付により多くの孤児院が設立されました。そして大正年間には、わが国初となる本格的な口腔衛生啓発活動を開始しております。こうした社会奉仕の理念は、現在も当社に受け継がれ、今日の様々な社会貢献活動につながっております。

このような一貫した「企業理念に基づく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯刷子、洗剤、ハンドソープなどの日用品、鎮痛解熱剤、目薬などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、事業展開エリアもアジア主要各国に広がりました。様々なカテゴリー、そして国々で、当社の主要ブランドは多くのお客様からご愛顧をいただき、当社の企業価値の源泉になっていると考えております。

#### ・現在の取組み

現在当社が取り組んでおります2005年から2009年までの5ヵ年を期間とする中期経営計画「VIP 09計画」におきましても、企業価値の源泉であるブランド価値の向上を軸とした事業基盤のさらなる強化を推進しております。日用品・一般用医薬品・機能性食品からなる事業領域を「新・快適生活産業分野」と位置付け、この事業領域において存在意義の高い企業として永続的に発展することを目指し、コアブランドの強化、機能性食品事業の育成など当社の強みを活かした事業拡充を推進しております。また、グローバルレベルでの競争の激化や原材料市況の激変に対応すべくグループー体となったトータルコストダウンの推進などを強化する一方、「バファリン」ブランド等の商標権取得、植物由来の界面活性剤「MES」(アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩)の外販事業化推進など将来の事業領域拡大、収益力向上を視野に入れた投資も行っております。

当社はまた、2007年に「環境中計3ヵ年計画」を策定、さらに2008年には「エコ・ファーストの約束」を宣言し、地球温暖化ガス排出量削減、資源の循環的有効活用、製品を通じた環境配慮などの環境保全活動を「ECO LION(エコ ライオン)」活動と位置付け、環境への取組みを一層強化し推進しております。

#### ・さらなる企業価値向上に向けて

今後、全世界的に地球環境問題、資源問題の一層の本格化が見込まれ、また、わが国においては未曾有の少子高齢化社会が到来するものと考えられます。そうした中、「心身ともに長く健康、快適に暮らしたい」という生活の質に対するニーズがより一層高まっていくものと考えられ、また、セルフメディケーションの推進など政策としての取組みが、さらにニーズの高まりを後押ししていくことが予測されます。

こうしたニーズの高まりに対し、日用品と一般用医薬品という事業領域を併せ持つ当社ならではの強みを発揮して、「健康」「快適」「環境」の観点からお客様に新しい価値を提供し続けるべく製品開発力の強化、ブランド育成力の強化に取り組んでまいります。併せて、アジア地域における各国共通ブランドの展開を進め、グループ全体の成長力強化を図ってまいります。当社はまた、持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、事業活動のあらゆる場面において地球環境への対応を進めてまいります。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念に基づいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

#### ・コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付けております。

当社取締役会は、社外取締役2名を含む11名の取締役で構成しております。経営の監督と執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を、執行役員会は「業務執行機能」をそれぞれ担っております。取締役及び執行役員の任期はいずれも1年です。当社は

監査役会を設置しており、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成しております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。取締役、監査役、執行役員の報酬等に関する方針については、客観性、透明性を高めるため社外取締役及び社外監査役で構成される「報酬諮問委員会」に取締役会が諮問し、同委員会の答申を最大限尊重することとしております。また、社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「経営評価委員会」を設置しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年2月6日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催の第148期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入」(以下、本プランといいます。)を導入することとし、本プランは同総会において、承認、可決されました。

#### (本プランの概要)

(1) 本プランに係る手続

対象となる大規模買付け等

本プランは以下の()または()に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行いまたは行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- ( ) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- ( ) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

#### 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ( ) 買付者等の概要
- ( ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- ( ) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要

#### 必要情報の提供

上記 の意向表明書の提出を受けた場合には、買付者等に、大規模買付け等に対する株主及び投資家の判断のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

- ( ) 買付者等及びそのグループ
- ( ) 大規模買付け等の目的、方法及び内容
- ( ) 大規模買付け等の対価の算定根拠
- ( ) 大規模買付け等の資金の裏付け
- ( ) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( ) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の 予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある 場合には、その具体的内容

- ( ) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、その具体的内容
- ( ) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の()または()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- ( )対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大 60日間
- () その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記( )、( )いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとし、具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由について開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家に代替案を提示することもあります。

#### 対抗措置の発動に関する企業統治委員会の勧告

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置します。企業統治委員会の委員は、社外役員の嶋口充輝、山田秀雄、井戸川員三、三上昌宏の4氏です。

企業統治委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。企業統治委員会が当社取締役会に対して以下の( )から( )までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- ( ) 買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合 企業統治委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、基本的に当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとします。
- ( ) 買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、買付者等による大規模 買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合
- ( ) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

企業統治委員会は、上記( )及び( )に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

#### 株主意思の確認手続

当社取締役会は、企業統治委員会が上記 ( )に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 に定める企業統治委員会の勧告を最大限尊重し、また上記 に従い株主総会を実施した場合にはその決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに定める手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動また は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議にもとづき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成24年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の 決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとし ます。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決 議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実(法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く)及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

#### (株主及び投資家への影響)

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家に与える影響

本プラン導入時に株主の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な 影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式1株につき本新株予約

権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則にもとづき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

本プランの詳細につきましては、平成21年2月6日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付け行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照下さい。(当社ウェブサイトhttp://www.lion.co.jp/ja/company/press/2009/pdf/2009013.pdfに掲載しております。)

なお、本プランの導入を株主の皆様にご承認いただいたことにより、平成18年3月30日開催の定時株主総会における承認に基づき導入された信託型ライツプランは廃止いたしました。

## (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は18億8千1百万円であります。

## 第3 【設備の状況】

## (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

## (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

## 【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年 3 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年 5 月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346		株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法(平成13年法律第128号)第280条 J 20及び280条 J 21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

<u>  休土総会の特別次議日(平成18年3月30日)</u>		
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 3 月31日)	
新株予約権の数(個)	67,743	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,743(注1)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注 2 )	
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
(注1) 単独が世代/別まれば世代俗会を行う担合には、次の第十によりは世世代教を調整すてものにする		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する 株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成19年3月29日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 3 月31日)
新株予約権の数(個)	84,818
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,818(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注 2 )
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内 で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 655 資本組入額 328
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率
  - また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に 調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
  - 当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
  - 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり654円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新 株予約権の払込金額1株当たり654円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもっ て相殺しています。

#### 取締役会の決議日(平成19年12月28日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 3 月31日)
新株予約権の数(個)	4,316
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,316(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注 2 )
新株予約権の行使期間	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 451 資本組入額 226
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未 行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り450円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株 予約権の払込金額1株当たり450円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺してい ます。

#### 取締役会の決議日(平成20年3月28日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 3 月31日)
新株予約権の数(個)	143,771
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	143,771(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注 2 )
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 442 資本組入額 221
新株予約権の行使の条件	取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1 年を経過(死亡退任のときを除く。)に、かつ、 その地位を喪失した日の翌日から10日以一括ででは発行された新株予約権を一括して行使する。 執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡 退任のときを除く。)し、その地位を喪失過した日か多 10日以内とし、行使に当っては発行された新株の 10日以内とし、行使に当っては近、取締役会日の地での退任によりその地位を要失り 執行役員の在任期間が1年末満または一切を 執行役員の在任期間が1年末満または一切を 対行役員の在任期間が1年末満またはの地位により もして行使する。ただし、取締役任期間を が1年以上で任期途中での退任によりその地位いな りた場合において、発行から1年経過していな い新株予約権を在任期間(1ヶ月表満とができる によりる。 による。 新株予約権を行使できる。この場合技分により は、上記行 で対して決定する。 この他の新株予約権の制間について決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議 に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者と の間で締結する新株予約権割当契約に定める ろによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する 株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行 使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することも

しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを 設ける定款の変更承認の議案

EDINET提出書類 ライオン株式会社(E00991) 四半期報告書

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り441円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り441円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

#### 取締役会の決議日(平成20年12月25日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 3 月31日)
新株予約権の数(個)	38,038
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,038(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注 2 )
新株予約権の行使期間	平成21年 1 月15日から平成51年 1 月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 461 資本組入額 231
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調

単し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未 行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合弁契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り460円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り460円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

# (3) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年1月1日~ 平成21年3月31日		299,115		34,433		31,499

#### (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

#### 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

			十成20年12月51日先江
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,835,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 266,456,000	266,453	同上
単元未満株式	普通株式 3,824,346		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	299,115,346		
総株主の議決権		266,453	

- (注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式5株が含まれております。
  - 2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。なお、議決権の数の欄には同機構名義の株式は含まれておりません。

#### 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	28,835,000		28,835,000	9.64
計		28,835,000		28,835,000	9.64

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	556	511	500
最低(円)	489	472	424

<sup>(</sup>注) 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

#### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

#### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,723	33,318
受取手形及び売掛金	41,911	58,455
商品及び製品	21,703	18,135
仕掛品	2,465	2,377
原材料及び貯蔵品	6,022	5,810
その他	9,156	4,056
貸倒引当金	116	150
流動資産合計	96,865	122,003
固定資産		
有形固定資産	1 64,427	63,473
無形固定資産		
商標権	29,740	30,720
その他	1,865	1,977
無形固定資産合計	31,606	32,697
投資その他の資産	<u> </u>	,
投資その他の資産	46,433	49,337
貸倒引当金	61	72
投資その他の資産合計	46,371	49,264
固定資産合計	142,404	145,434
資産合計	239,270	267,438
負債の部		· ·
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,314	46,918
短期借入金	6,476	6,213
1年内返済予定の長期借入金	8,600	8,300
未払金及び未払費用	27,352	34,971
未払法人税等	396	1,216
賞与引当金	1,591	-
返品調整引当金	1,038	1,039
販売促進引当金	291	216
役員賞与引当金	45	118
その他	2,558	2,112
流動負債合計	78,666	101,105
固定負債		
長期借入金	37,600	39,050
退職給付引当金	21,098	21,657
役員退職慰労引当金	307	290
その他	5,216	4,760
固定負債合計	64,223	65,758
負債合計	142,889	166,864

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金	31,499	31,499
利益剰余金	46,011	49,657
自己株式	15,878	15,868
株主資本合計	96,067	99,723
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	271	1,060
繰延ヘッジ損益	9	24
為替換算調整勘定	2,817	2,912
評価・換算差額等合計	2,536	1,875
新株予約権	126	109
少数株主持分	2,723	2,617
純資産合計	96,380	100,574
負債純資産合計	239,270	267,438

## (2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	62,897
売上原価	28,462
売上総利益	34,434
販売費及び一般管理費	1 37,745
営業損失( )	3,311
営業外収益	
受取利息及び配当金	26
持分法による投資利益	132
受取ロイヤリティー	54
為替差益	30
その他	212
営業外収益合計	456
営業外費用	
支払利息	266
その他	13
営業外費用合計	280
経常損失( )	3,135
特別利益	
貸倒引当金戻入額	45
特別利益合計	45
特別損失	
固定資産処分損	24
投資有価証券評価損	152
減損損失	12
特別損失合計	189
税金等調整前四半期純損失( )	3,278
法人税、住民税及び事業税	105
法人税等調整額	1,527
法人税等合計	1,421
少数株主利益	128
四半期純損失( )	1,985

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

## 当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	<u> </u>
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失( )	3,278
減価償却費	2,967
減損損失	12
退職給付引当金の増減額( は減少)	459
受取利息及び受取配当金	26
支払利息	266
固定資産処分損益( は益)	24
投資有価証券評価損益( は益)	152
持分法による投資損益( は益)	132
売上債権の増減額( は増加)	16,857
たな卸資産の増減額(は増加)	3,736
仕入債務の増減額( は減少)	16,734
未払金及び未払費用の増減額( は減少)	7,049
その他の流動負債の増減額(は減少)	277
その他の流動資産の増減額( は増加)	784
その他	885
小計	10,756
利息及び配当金の受取額	383
利息の支払額	421
法人税等の支払額	797
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,592
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,640
有形固定資産の売却による収入	45
無形固定資産の取得による支出	1
投資有価証券の取得による支出	1,275
投資有価証券の売却による収入	11
子会社株式の取得による支出	0
貸付けによる支出	13
貸付金の回収による収入	28
その他	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,818

(単位:百万円)

## 当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	2,586
短期借入金の返済による支出	2,435
長期借入金の返済による支出	1,150
自己株式の取得による支出	15
自己株式の処分による収入	5
配当金の支払額	1,186
その他	60
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,256
現金及び現金同等物に係る換算差額	72
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	17,594
現金及び現金同等物の期首残高	33,098
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,504

#### 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

#### 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

#### 1 会計処理基準に関する事項の変更

#### (1)「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴う当第1四半期連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この結果、期首の利益剰余金が308百万円減少しております。なお、これに伴う当第1四半期連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(3)「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これに伴う当第1四半期連結会計期間の損益に与える影響はありません。

#### 【簡便な会計処理】

#### 当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

#### 1 たな卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。

2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納税金額の算定に関しては、加味する加減算項目や税金控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

#### 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

#### (賞与引当金)

提出会社及び国内連結子会社は従業員に対する賞与の支給方法について改定を行い、6月及び12月、業績連動分を翌年3月に支給することと致しました。賞与引当金は当第1四半期連結会計期間に発生していると見込まれる金額を計上しております。

#### 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 3 月31日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)				
1	1 有形固定資産の減価償却累計額 154,013百万円		1 有形固定資産の減価償却累計額 152,149百万円				
2	輸出為替手形買取未沒	央済高 - 百万	5円	2 輸出為替手形買取未決済高 18百万円			5円
3	偶発債務			3	偶発債務		
	保証先	保証債務額			   保証先	保証債務額	
		金額(百万円)			水皿が	金額(百万円)	
	ピーティーライオン				ピーティーライオン		
	ウイングス	1,936			ウイングス	1,966	
	その他関係会社	0			その他関係会社	7	
	その他	83			その他	62	
	従業員	276			従業員	302	
	計	2,296			計	2,339	
(注			ノース債		) 上記保証債務は、保証		ノース債
	務に対するものであり	ます。			務に対するものであり	ます,	

#### (四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日) 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び 金額は次のとおりであります。 販売手数料 3,199百万円 販売促進費 14,456百万円 運送費及び保管費 3,429百万円 広告宣伝費 4,453百万円 給料及び手当 3,366百万円 賞与 937百万円 退職給付費用 423百万円 役員賞与引当金繰入額 44百万円 研究開発費 1,881百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定 15,723百万円 預入期間が 3 か月超の定期預金 219百万円

現金及び現金同等物 15,504百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

#### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	299,115,346

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第 1 四半期 連結会計期間末		
普通株式(株)	28,856,554		

3 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

四半期連結会計期間末残高 提出会社 126百万円

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年2月6日 取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成20年12月31日	平成21年3月4日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1.ストック・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名 販売費及び一般管理費

給料及び手当 5百万円

その他 11百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成20年12月25日開催の取締役会決議ストック・オプション

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 8名
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 46,817株(注1)(注4)
付与日	平成21年 1 月15日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年 1 月15日から平成51年 1 月14日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	460 (注3)

- (注1) 株式数に換算して記載しております。
- (注2) 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または 従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行 使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任に よりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は 1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出 された1個未満の端数は切り捨てる。(注4)

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (注3) ブラック・ショールズモデルにより平成21年1月15日における評価単価を算定しております。
- (注4) 平成21年2月6日開催の取締役会における決議、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、付与対象者2名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数46,817株のうち8,779株は失効しております。

#### (セグメント情報)

#### 【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	25,694	32,031	4,450	721	62,897		62,897
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	25	2,129	960	3,118	(3,118)	
計	25,697	32,057	6,580	1,681	66,016	(3,118)	62,897
営業利益又は営業損失( )	1,188	1,757	372	6	3,324	13	3,311

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。

(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、鎮痛解熱剤、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(ハウスホールド事業)洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤

(化学品事業) 油脂活性剤、導電性カーボン

(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管

#### 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	53,293	9,604	62,897		62,897
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	173	290	463	(463)	
計	53,466	9,894	63,361	(463)	62,897
営業利益又は営業損失( )	3,771	413	3,357	46	3,311

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域アジア…中国、韓国、タイ

#### 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	9,843	267	10,111
連結売上高(百万円)			62,897
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.7	0.4	16.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 各区分に属する主な国又は地域
  - (1) アジア…中国、韓国、タイ
  - (2) その他…欧州、北米、その他
  - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 3 月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)		
1 株当たり純資産額 346円08銭	1 株当たり純資産額 362円02銭		

## 2 1株当たり四半期純損失

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1株当たり四半期純損失

7円35銭

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

#### (注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	1,985
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,985
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	270,264
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度未から重要な変動が ある場合の概要	新株予約権(ストックオプション) 行使期間到来に伴い消滅したものの明細 平成16年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション 普通株式 8,019千株 平成17年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション 普通株式 628千株 平成18年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション 普通株式 950千株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

ライオン株式会社 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲 井 一 彦 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 網 本 重 之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成21年 3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・ フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。